

災害支援薬剤師のための手引き

平成25年3月

埼玉県薬剤師会 職能対策・学薬委員会

災害支援検討部会

目次

1	災害医療支援体制について	2 頁
2	支援する活動地域について	2 頁
3	災害医療支援本部について	2 頁
4	先遣班について	3 頁
5	現地派遣班：支援薬剤師について	3 頁
6	後方支援班について	4 頁

支援薬剤師派遣マニュアル

I	支援薬剤師派遣の基準	5 頁
II	支援薬剤師の主な活動内容	5 頁
III	支援薬剤師派遣の実施方法	6 頁
IV	支援薬剤師の心構え	6 頁
V	支援薬剤師の服装・持ち物	7 頁
VI	登録薬剤師の募集	8 頁
VII	ボランティア支援薬剤師の募集	8 頁
○様式 1	登録支援薬剤師 登録用紙	9 頁
○様式 2	ボランティア支援薬剤師 申込用紙	10 頁

1 災害医療支援体制について

埼玉県薬剤師会として、必要な災害時の対応についての手引きは大きく2つある。

- 1 県内で災害が発生し、主には他県から支援を受ける必要が生じた場合
- 2 他県で災害が起こり、薬剤師職能として必要な被災地へ行き支援する場合

この手引きは、主に2の支援薬剤師派遣についてまとめたものであり、災害発生時に埼玉県薬剤師会（以下、本会という）が速やかに機能的で適切な医療支援活動を行うことができるために定めたものである。

2 支援する活動地域について

本会では、支援活動をする日程、移動、本人の負担、並びに他都道府県薬剤師会からの支援状況等を加味し、主に東日本の地域とする。

ただし、日本薬剤師会からの要請がある場合は、この限りではない。

3 災害医療支援本部について

災害及び大規模災害が発生した場合、本会会長の判断により、本会内（薬剤師会事務局）に災害医療支援本部を設置することができる。

（1）災害医療支援本部

本部長は、本会会長とする。ただし、会長が不在の場合の代行順位は、副会長、専務理事、常務理事の順とする。

（2）災害医療支援本部の構成

本部長：本会会長

副本部長：本会副会長

事務局：災害支援検討部会委員、本会事務局職員

先遣班、現地派遣班、後方支援班

（3）災害医療支援本部の役割

①先遣班の出動についての協議

②先遣班、支援薬剤師からの情報収集

③各被災地への支援薬剤師の派遣人数の決定と調整

- ④行政機関、関係団体からの情報収集・連携
- ⑤日本薬剤師会、各都道府県薬剤師会との連携
- ⑥会員への情報伝達、周知

被災地状況・情報を本会ホームページに災害掲示板として発信する。

- ⑦ボランティア支援薬剤師の募集、活動報告

ボランティア支援薬剤師の募集については、各地域薬剤師会へ依頼するとともに、本会ホームページを活用し、会員・会員外を問わず行う。また、被災地での活動報告についても、本会ホームページを活用する。

- ⑧被災地への交通ルート等の調査をし、情報提供する。
- ⑨派遣薬剤師のボランティア保険の加入手続き
- ⑩災害医療支援活動の開始と終了の決定
日本薬剤師会から指示のある時には、それに従う。
- ⑪災害医療支援本部の解散の決定

4 先遣班について

災害医療支援本部を設置するとともに、被災地の状況を素早く把握する目的で、本会は先遣班を出動させることができる。

ただし、日本薬剤師会から指示がある時には、それに従う。

(1) 先遣班の役割

現地対策本部（被災地都道府県薬剤師会等）、各医療施設、各避難所からの情報（特に薬剤師数、医薬品の種類、在庫等の不足）を得て、本会災害医療支援本部に報告する。

また、場合によっては日本薬剤師会にも報告する。

(2) 先遣班の選出

災害発生直後、必要に応じて本部長が先遣班を2名程度選出する。

先遣班の薬剤師については、災害支援検討部会委員、または災害支援検討部会委員の推薦する者の中から選定する。

5 現地派遣班：支援薬剤師について

本会が派遣する支援薬剤師は、あらかじめ支援薬剤師として本会に登録した薬剤師（以下、登録支援薬剤師）と、発災時に募集した薬剤師（以下、ボランティア支援薬剤師）とする。

登録支援薬剤師とボランティア支援薬剤師の活動内容は、支援薬剤師として同等のものとするが、登録支援薬剤師は、派遣時においてリーダー的役割も担う。

(1) 登録支援薬剤師について

あらかじめ本会に登録（地域薬剤師会から1～2名選出）し、災害時には本会災害医療支援本部からの要請に応ずる。

登録方法等詳細については、別途定める。（支援薬剤師派遣マニュアル）

(2) ボランティア支援薬剤師について

ボランティア支援薬剤師を希望する者は、本会ホームページまたは災害医療支援本部で活動日を確認する。

申請方法等詳細については、別途定める。（支援薬剤師派遣マニュアル）

(3) 支援薬剤師の被災地における救援活動について

自己完結型の体制で出動し、被災地の受入状況に合わせ現地の指揮命令系統に従う。主な活動内容等（支援薬剤師派遣マニュアル）

(4) 災害医療支援本部への報告について

派遣班の登録支援薬剤師は、派遣期間中必要に応じて、本会災害医療支援本部へ連絡を行う。

派遣期間を終了した支援薬剤師は、速やかに日々の報告（活動報告を含む）を災害医療支援本部長あてに提出する。

6 後方支援班について

後方支援班は、本会役員、災害支援検討部会委員及び本会職員があたる。

(1) 本会ホームページに災害掲示板を設置し、管理および情報発信を行う。

(2) ボランティア支援薬剤師の募集および登録支援薬剤師の連絡調整を行う。

(3) 先遣班、現地派遣班からの報告をもとに情報分析を行い本部に報告する。

支援薬剤師派遣マニュアル

I 支援薬剤師派遣の基準

- (1) 災害医療支援本部が必要と認めた場合
- (2) 行政機関から派遣要請があった場合
- (3) 関係団体から派遣要請があった場合

II 支援薬剤師の主な活動内容

- (1) 災害医療救援活動（医療救護所での活動）
 - ・医薬品等の在庫管理
 - ・医薬品使用に関する医師や看護師等への情報提供
 - ・使用薬等の聞き取り、医薬品の鑑別・特定、お薬手帳の活用
 - ・調剤及び服薬指導
 - ・その他
- (2) 被災者への支援（避難所での活動）
 - ・一般用医薬品の分類、管理
 - ・一般用医薬品の供給
 - ・公衆衛生活動
 - ・その他
- (3) 医薬品の安定供給への貢献（医薬品集積所での活動）
 - ・集積医薬品等の保管、管理
 - ・保健所等からの要望に応じた医薬品等の供給
 - ・不足医薬品等の発注、行政担当者への連絡
 - ・避難所向け救急医薬品セット及び医療機器、衛生用品等の供給
 - ・その他
- (4) その他

被災地の医療救援活動における薬剤師の役割として、単なる調剤や服薬指導にとどまらず医師等に対して医薬品の選択や同種同効薬についての助言を行うなど、医薬品の適正使用に貢献する幅広い活動が要求される。

Ⅲ 支援薬剤師派遣の実施方法

- (1) 災害医療支援本部設置により、本部から登録支援薬剤師に派遣準備の連絡。
- (2) 先遣班、日本薬剤師会または被災地薬剤師会からの情報により、派遣規模、派遣先を本部が決定する。
ただし、日本薬剤師会からの要請がある場合はそれに従う。
- (3) 同時に、ボランティア支援薬剤師の募集を検討し、必要に応じて募集を開始する。
- (4) 後方支援班は、派遣先の決定を受け支援薬剤師の日程調整を行い、支援薬剤師に派遣の指示を行う。(登録支援薬剤師とボランティア支援薬剤師が組になって行動できるようにする)
- (5) 支援薬剤師は薬剤師であることを証明できるもの(本会会員証や勤務先における身分証等)を持参し、派遣後は派遣先の指示に従い活動する。

Ⅳ 支援薬剤師の心構え

- (1) 自己完結型とすること
 - ・自分で現地に行き、自分で帰宅出来るようにする。
 - ・飲食物、燃料の確保、車両のメンテナンス等準備をしておく。
 - ・自分が出したゴミ等も必ず持ち帰る。
 - ・薬袋や文具等は、現地の要望がない限り持ち帰る。
- (2) 指揮命令系統は厳守すること
 - ・発災当初の混乱期は統制が取れていないことが多いが、現地の指揮命令に従い現地スタッフ等が活動しやすいようにすること。
 - ・また、派遣先での現地スタッフ、他の先着支援班の活動に対し、明らかな改善策があったとしても、勝手な行動はせず意見を提案し、採用されてから行動すること。
 - ・あくまでも派遣スタッフであることを自覚すること。
 - ・医薬品の持ち込みについては、災害医療支援本部に確認すること。
 - ・派遣班の登録薬剤師は、次派遣班の登録薬剤師と連携し、引継を行うこと。

- (3) 自己防衛は確実に
自分が要救護者にならないように、自己防衛を徹底すること。
- (4) 薬剤師としての能力を最大限発揮すること
通常とは異なる環境で、柔軟な対応が望まれる状況もあるが、しっかりと薬剤師としての能力を最大限発揮できるようにすること。

V 支援薬剤師の服装・持ち物

☆ 服装

- ・埼玉県薬災害ベストを着用（埼玉県薬剤師会事務局で保管）
- ・動きやすい服装（スカート等は避ける）と余裕を持った着替え
- ・屋外での活動にも対応出来るように保温性・防水性が保たれる服装
- ・ヘルメット
- ・マスク
- ・ゴーグル
- ・雨具
- ・手袋

☆ 持ち物

(1) 携行品

- ・身分証明書
医療職種、所属の記載があるものが望ましい（薬剤師会の薬剤師証等）
- ・名刺
自己紹介だけではなく後々連絡が取れるようにと、名刺を置いておくと被災地の各施設の方々も安心する
- ・筆記用具（メモ帳、ペン）
- ・調剤に必要な道具
個人携行品としては、はさみ、輪ゴム、油性ペン、電卓、調剤印等があると便利である。

(2) その他

- ・携帯電話
- ・記録媒体（カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー）
記録用であったり、状況報告であったり、メモを取れない場合に活用

- ・懐中電灯
停電等で電灯がつかないこともある。両手が自由になるヘルメット装着型や、前腕に取り付けられる便利なものもある。
- ・現金
小銭も含めた形で持っていくとよい
- ・飲料水、食料、簡易な食器
自己完結できる形で持参
インスタント麺であれば、それを考えた水も用意する。また、コンロ、燃料、やかんも必要になってくる。
※車両での移動の場合、車外から見えないように工夫も必要
- ・コンピューター
ノートパソコンだけでなく、タブレット端末も持ち運びに便利である。
- ・洗面道具
- ・常備薬
- ・寝具として毛布や寝袋等

VI 登録支援薬剤師の募集・・・様式1

登録支援薬剤師は、災害発生時に備え支援薬剤師として、本会に予め登録している者をいう。

発災時には、本会派遣班のリーダーとして赴き、原則として被災地に連続3日以上滞在し支援する。

登録（平時に随時受付）は、様式1の登録支援薬剤師登録用紙に記載し、埼玉県薬剤師会事務局にFAXで登録する。

VII ボランティア支援薬剤師の募集・・・様式2

ボランティア支援薬剤師は、災害発生時に募集する支援薬剤師をいう。

発災時には、登録支援薬剤師と共に被災地において支援を行う。被災地の滞在日数は、1日からとする。

申込（発災時に募集）は、様式2のボランティア支援薬剤師申込用紙に記載し、本会災害医療支援本部に申し込む。

様式1

登録支援薬剤師 登録用紙

※登録番号()

※は記入しないでください

登録年月日	平成 年 月 日
(ふりがな) 申請者氏名	
生年月日(満年齢)	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
性別	男 ・ 女
自宅住所	〒 —
自宅電話番号	— —
自宅FAX番号	— —
自宅メールアドレス	
携帯電話番号	
携帯電話メールアドレス	
(勤務先) 名称	
役職	
住所	〒 —
電話番号	— —
FAX番号	— —
メールアドレス	
薬剤師免許番号	
登録年月日	昭和・平成 年 月 日
日薬会員番号	
支援活動実績	無 ・ 有 活動場所()
自動車免許	無 ・ 有

緊急時連絡先 自宅 ・ 携帯

記入情報は、災害時関連以外には使用いたしません

埼玉県薬剤師会事務局 FAX 048-827-0063

様式2

ボランティア支援薬剤師 申込用紙 (発災時)

※登録番号()

※は記入しないでください

登録年月日	平成 年 月 日
(ふりがな) 申請者氏名	
生年月日(満年齢)	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
性別	男 ・ 女
支援可能期間	月 日 ~ 月 日(日間)
自宅住所	〒 —
自宅電話番号	— —
自宅FAX番号	— —
自宅メールアドレス	
携帯電話番号	
携帯電話メールアドレス	
(勤務先) 名称	
役職	
住所	〒 —
電話番号	— —
FAX番号	— —
メールアドレス	
薬剤師免許番号	
登録年月日	昭和・平成 年 月 日
日薬会員番号	
支援活動実績	無 ・ 有 活動場所()
自動車免許	無 ・ 有

緊急時連絡先 自宅 ・ 携帯

記入情報は、災害時関連以外には使用いたしません